

環境局公の施設民間活用検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市民間活用ガイドラインに基づき、環境局所管の公の施設への民間活力の適切な導入手法等について検討するため、環境局公の施設民間活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 局長
- (2) 総務部長
- (3) 脱炭素戦略推進室長
- (4) 環境対策部長
- (5) 生活環境部長
- (6) 施設部長
- (7) 環境総合研究所長

2 委員会は、局長を委員長とし、委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

3 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、総務部長がその職務を代理する。

(所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事項について審議する。

- (1) 環境局所管の公の施設への民間活力の導入について
- (2) 環境局所管の公の施設への民間活用手法について
- (3) その他必要な事項

(委員会の開催等)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員でない者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めたときは、本市関係職員、専門的知識を有する者その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、施設を所管する関係課及び庶務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成21年1月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。